

三木町告示第177号

三木町国民健康保険特別療養費に係る事務取扱要綱を次のように定める。

令和 7 年9月1日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第69号

三木町国民健康保険特別療養費に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険税（以下「保険税」という。）を滞納している世帯主（以下「保険税滞納世帯主」という。）の取扱いについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特別療養費の支給対象)

第2条 町長は、法第54条の3第1項又は第2項の規定により保険税滞納世帯主に対して納付に資する取組を行っても、なお当該保険税が納付されない場合において、当該世帯主に属する被保険者が保険医療機関等から療養等を受けたときは、療養の給付等に代えて特別療養費を支給する。

2 前項の規定による特別療養費の支給対象は、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する被保険者とする。

(1) 災害その他の特別な事情がなく、当該保険税の納期限から1年間が経過しても納付がない世帯

(2) その他町長が特に必要と認めた世帯

(特別療養費の支給対象適用除外)

第3条 前条第2項に規定する世帯に属する被保険者のうち、原子爆弾被爆者に対する擁護に関する法律による一般疾病医療費の支給を受けている者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び政令第28条の6に規定する次の各号のいずれかに該当する者は適用除外とする。

(1) 世帯主等がその財産につき災害を受け、又は盗難にあったとき。

(2) 世帯主等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

(3) 世帯主等がその事業を廃止し、又は休止したとき。

(4) 世帯主等がその事業につき著しい損失を受けたとき。

(5) これらに類する事由があったとき。

(特別の事情等の届出)

第4条 町長は、原爆一般疾病医療費の支給等受給者又は政令第28条の6に規定する特別の事情がある場合は、様式第1号に、その事実を証する書類を添えて届出を求めるものとする。

(弁明の機会の付与)

第5条 町長は、世帯主に対して、提出期限を付した上で様式第1号により弁明の機会を付与するものとする。

(特別療養費の事前通知)

第6条 町長は、法第54条の3第3項の規定により、特別療養費を支給するときはあらかじめ保険税滞納世帯主に対して、様式第2号を交付するものとする。

(資格確認書返還請求)

第7条 町長は、前条の規定により通知を行うときは、併せて省令第27条の5の2第1項の規定により当該保険税滞納世帯主に対し、当該保険税滞納世帯主と同一の世帯に属する被保険者に係る資格確認書の返還（以下「返還請求」という。）を求めるものとし、返還請求を行う場合は、様式第3号を世帯主に対して交付するとともに、返還があった場合には当該世帯主に対し、国民健康保険資格確認書（特別療養）を交付するものとする。

(特別療養費から療養の給付等への切替え)

第8条 特別療養費支給対象世帯のうち、世帯主又は世帯に属する被保険者が、次の各号のいずれかに該当した場合、町長は様式第4号を世帯主に交付し、次の被保険者に対して療養の給付を行うものとする。

- (1) 世帯主が滞納している保険税を完納した場合
- (2) 政令第28条の7の規定により世帯主の滞納保険税が著しく減少した場合
- (3) 第5条の規定による様式第1号を審査した結果、町長が納付困難であると認定した場合
- (4) 政令第28条の6に規定のある特別の事情に該当した場合
- (5) 原爆一般疾病医療費の支給受給者である又は受給者となり、第4条の規定による様式第1号の届出があった場合

(保険給付の一時差止め)

第9条 法第63条の2第1項又は第2項の規定により、現金給付による保険給付の全部又は一部の支払の差止めを決定した世帯主に対し、差し止める保険給付が生じたとき、町長はその給付の支出決定後にその給付の全部又は一部の差止めについて様式第5号を世帯主に交付するものとする。

(保険給付の一時差止めの解除)

第10条 前条の規定により、保険給付の全部又は一部を差し止められた世帯主が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合、町長は当該差止めを解除し、様式第6号を世帯主に交付するものとする。

- (1) 滞納保険税を、完納又は各納付月の納期限から1年6月未満となった場合
- (2) 政令第28条の6に規定する特別の事情に該当し、第4条に規定する様式第1号の届出があった場合

(保険給付の一時差止めからの滞納保険税額の控除)

第11条 町長は、第9条の規定により、保険給付の全部又は一部を差し止められた世帯主に対して、法第63条の2第3項の規定により一時差止めしている保険給付の額から滞納している保険税額を控除するときは、様式第7号の提出を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条、第5条関係)

特別の事情・原爆一般疾病医療費の支給等受給者に関する届書兼弁明書

年 月 日

三木町長 様

住所

世帯主 氏名

(電話番号)

1.政令で定める特別の事情・弁明について	
納付が困難な理由	
2.原爆一般疾医療費の支給等受給者	
氏名	
住所（世帯主と異なる場合に記入）	
個人番号	
原爆一般疾病医療費の支給等の名称	
原爆一般疾病医療費の支給等の受給者番号	
受給の対象となった年月日	年 月 日

※1（政令で定める特別の事情・弁明について）は事情を確認できる書類を提示してください。

※2（原爆一般疾病医療費の支給等受給者）は受給を確認できる書類を提示してください。

令和 年 月 日

様

三木町長

特別療養費に係る事前通知書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の3第1項又は第2項の規定に基づき、貴世帯については、次の通り、療養費の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第3項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

1 特別療養費の支給対象者

氏名	住所	生年月日

2 特別療養費の支給開始日

年 月 日

（注意事項）

- 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。
- 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。
 - ・滞納している保険税を納めたとき
 - ・災害その他特別の事情が生じたとき
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったとき
- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。
- 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に三木町を被告として（代表者は、三木町長）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提訴することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 5 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

様

三木町長

三木町国民健康保険資格確認書返還請求通知書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の3第1項又は第2項の規定に基づき、貴世帯については、次の通り、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、国民健康保険法施行規則第27条の5の2第1項の規定に基づき、資格確認書を返還してください。

なお、国民健康保険法施行規則第27条の5の2第3項の規定により、資格確認書に表示された有効期限を経過した場合は資格確認書が返還されたものとみなします。

1 返還先 : 住民健康課

2 返還期限 : 年 月 日

令和 年 月 日

様

三木町長

療養の給付等に係る事前通知書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の3第4項の規定に基づき、貴世帯については、次の通り被保険者に療養の給付等を行うこととなりますので、同条第5項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

1 療養の給付等を行う対象者

氏名	住所	生年月日

2 療養の給付を開始する日

年 月 日

（注意事項）

療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（3割又は2割）を支払っていただきます。

年 月 日

様

国民健康保険給付差止通知書

三木町長

あなたが滞納している国民健康保険税について、自主的に納付されるよう何度となくお願いしてきましたが、いまだに納付がされていません。

よって、国民健康保険法第63条の2第1項又は第2項の規定により、 年 月 日に申請のありました国民健康保険給付の支払いについて、その全部・一部を差し止めます。

なお、政令で定める特別の事情等があって、保険税を納付することが困難な場合は同封の届書に記入のうえ、来庁して提出してください。

この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。また、この保険税の賦課決定の取消しを求める訴え(以下「処分の取消しの訴え」といいます。)は、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、三木町を被告(三木町長が被告の代表者となります。)として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

国民健康保険給付差止解除通知書

三木町長

さきに通知しました国民健康保険給付の差止めについて、解除しましたので、通知します。

解除理由

- ・ 滞納している保険税が完納もしくは著しく減額したため
 - ・ 納付額 円
 - ・ 納付年月日 年 月 日
- ・ 政令で定める特別の事情が発生したため
- ・ その他

年 月 日

三木町長 様

(世帯主) 住所 :

氏名 :

国民健康保険給付充当承諾書

私は、 年 月 日付けで国民健康保険特別療養費の支給申請をしましたが、この支給額 円のうち 円を国民健康保険税に充当することを承諾します。